

教育子ども委員会 説明資料

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
の認定の要件を定める条例（仮称）の検討状
況について

目 次

1	認定こども園の概要	1 頁
2	認定こども園法の改正	2 頁
3	認定こども園の類型別の認可・認定の関係	3 頁
4	条例の制定の考え方	5 頁
5	これまでの取り組み	8 頁
6	今後のスケジュール	8 頁

平成29年9月21日

子ども青少年局

1 認定こども園の概要

平成 18 年度に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）が施行され、既存の施設が幼稚園及び保育所の機能を有し認定の基準を満たす場合に、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型のいずれかの類型の認定こども園として認定する制度が創設された。

平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行にあわせ、幼保連携型認定こども園については学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となり、認定こども園法に基づく認可施設となった。なお、その他の認定こども園については、引き続き平成 18 年度の認定こども園法施行時と同様の認定を行うこととなっている。

< 認定こども園の類型と認可・認定権限 >

施設種別	認定こども園			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可	名古屋市	愛知県	名古屋市	— (認可外施設)
認定		愛知県		

< 参考 > 名古屋市内の認定こども園の認可・認定状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

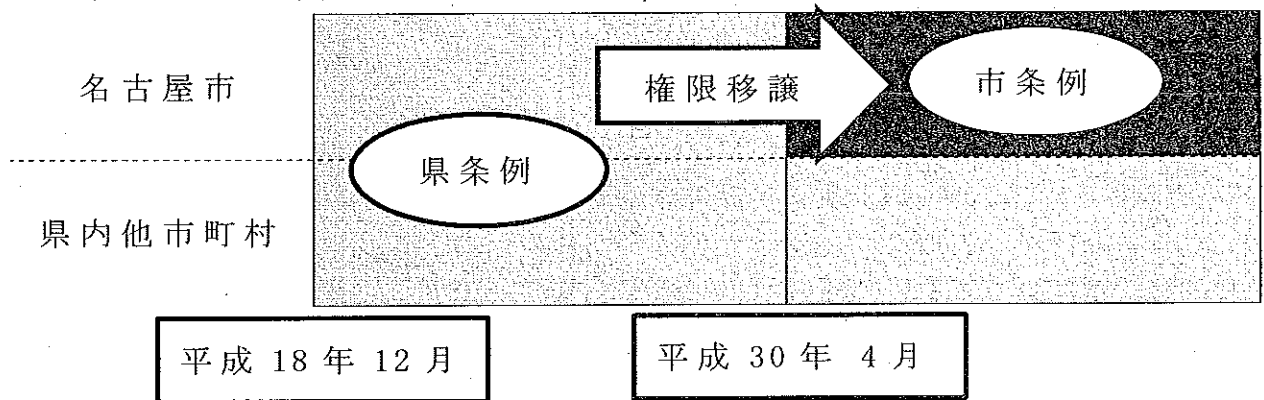
幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
37 か所	1 か所	18 か所	0 か所

2 認定こども園法の改正

現在、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準（以下「認定基準」という。）については、認定こども園法に基づき、都道府県が条例により定めているところである。

平成 29 年 4 月 19 日に成立した第 7 次地方分権一括法により、認定こども園法が改正され、平成 30 年 4 月から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限が政令指定都市に移譲されることとなった。これを受け、本市において認定基準を定める条例を制定するもの。

< 認定こども園法の改正に伴う県内市町村の認定権限 >

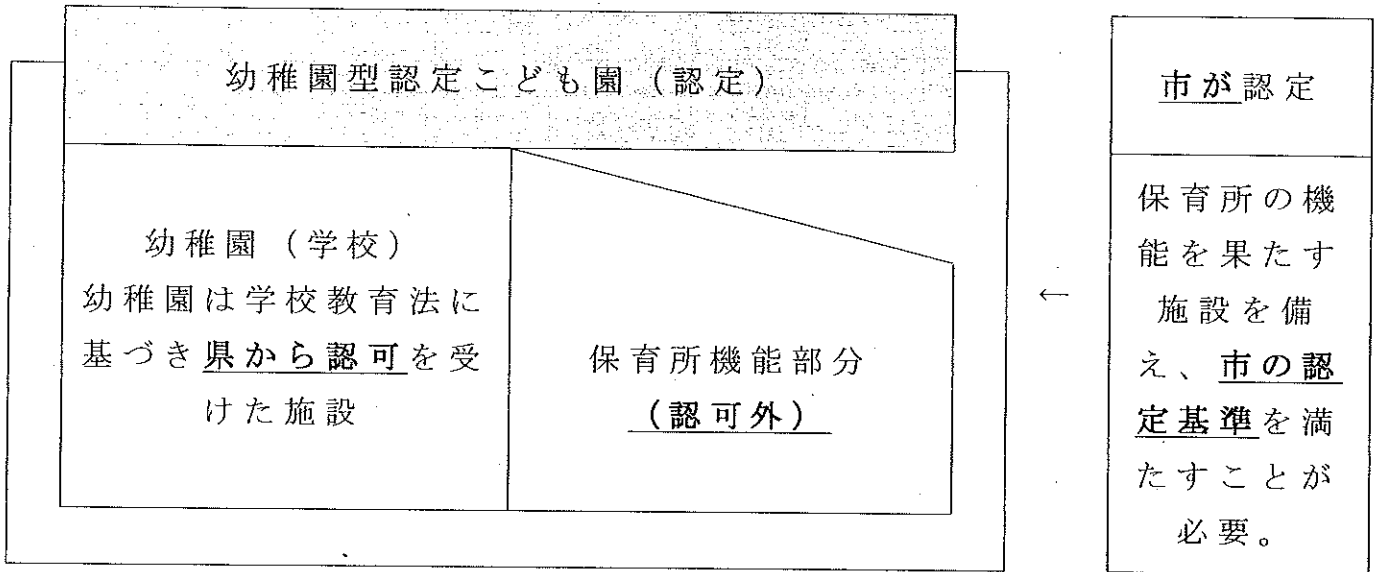


< 認定こども園の類型と認可・認定権限 >

施設種別	認定こども園			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可	名古屋市	愛知県	名古屋市	— (認可外施設)
認定		愛知県 ⇒ <u>名古屋市</u>		

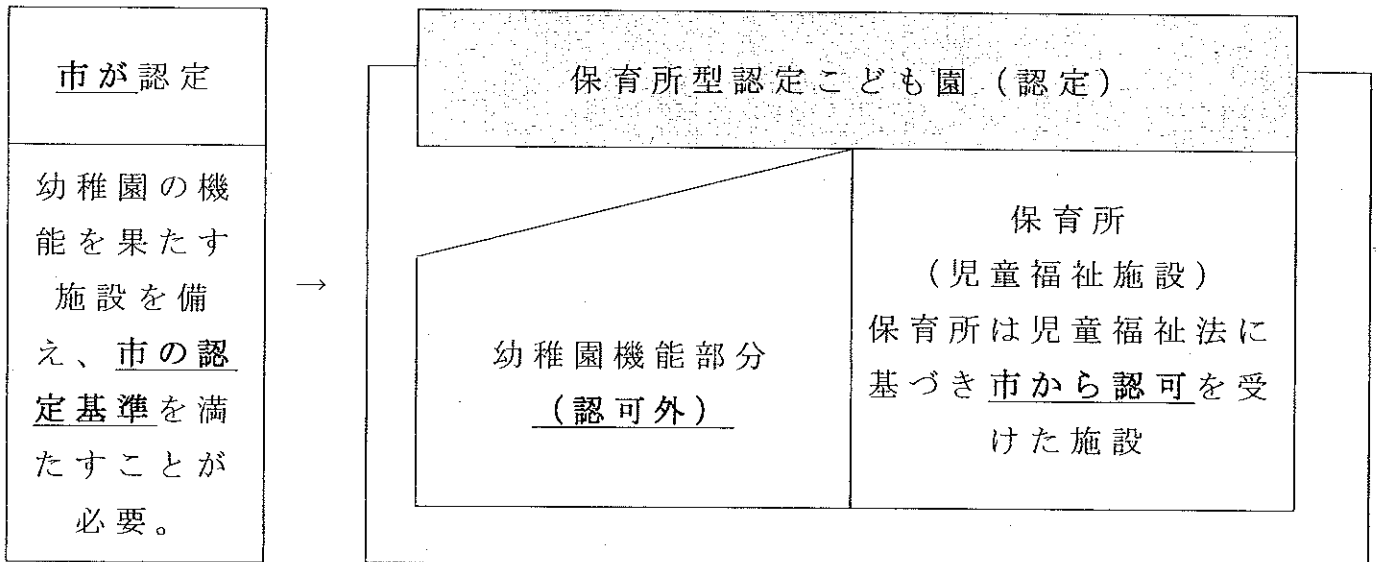
3 認定こども園の類型別の認可・認定の関係

(1) 幼稚園型認定こども園



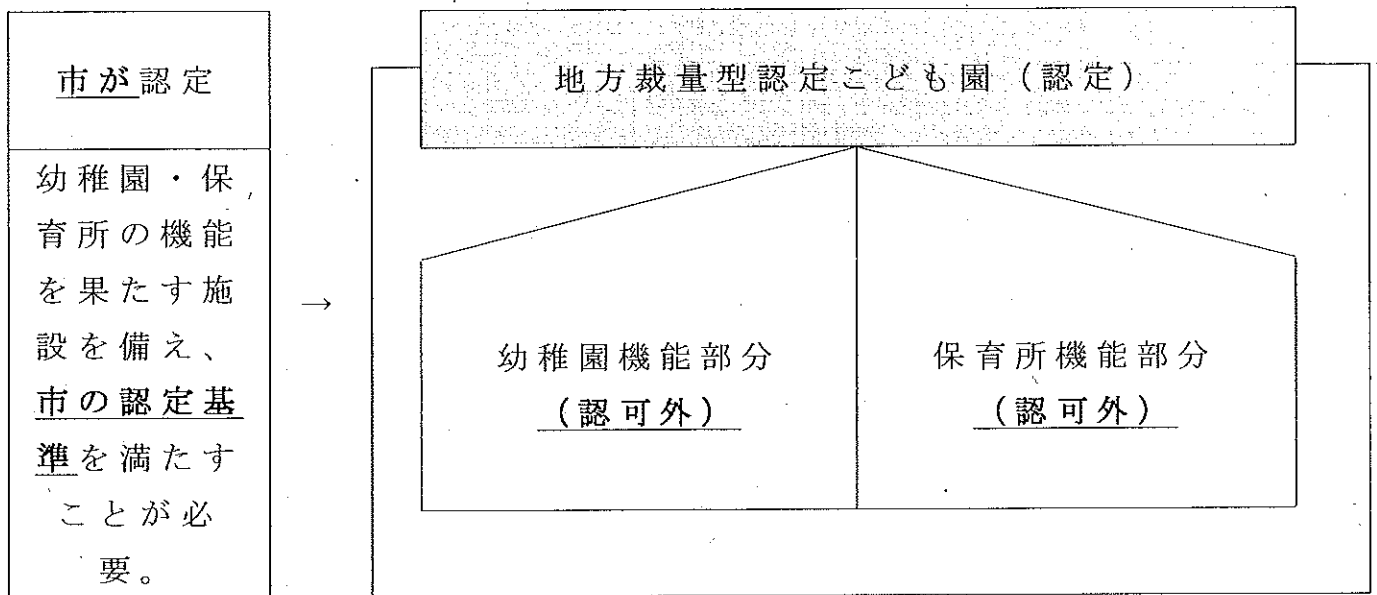
○認可を受けた幼稚園が保育所機能を備えて、幼稚園型認定こども園の認定基準を満たすことで「認定こども園」の機能を果たすもの。

(2) 保育所型認定こども園



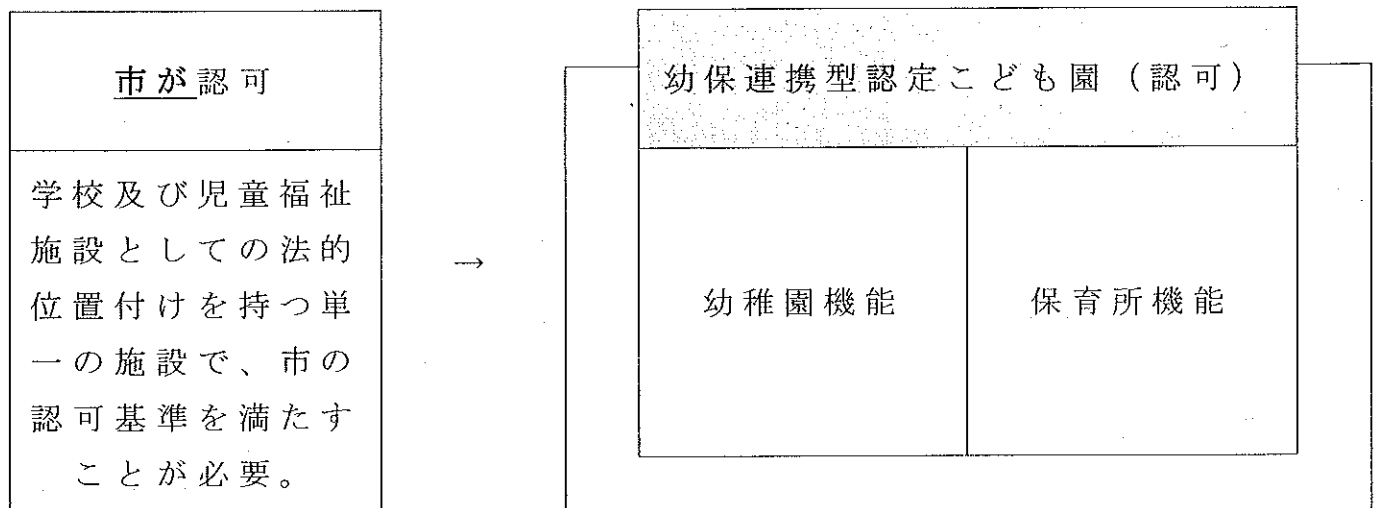
○認可を受けた保育所が幼稚園機能を備えて、保育所型認定こども園の認定基準を満たすことで「認定こども園」の機能を果たすもの。

(3) 地方裁量型認定こども園



○認可外施設が幼稚園機能と保育所機能を備えて、地方裁量型認定こども園の認定基準を満たすことで「認定こども園」としての機能を果たすもの。

<参考> 幼保連携型認定こども園



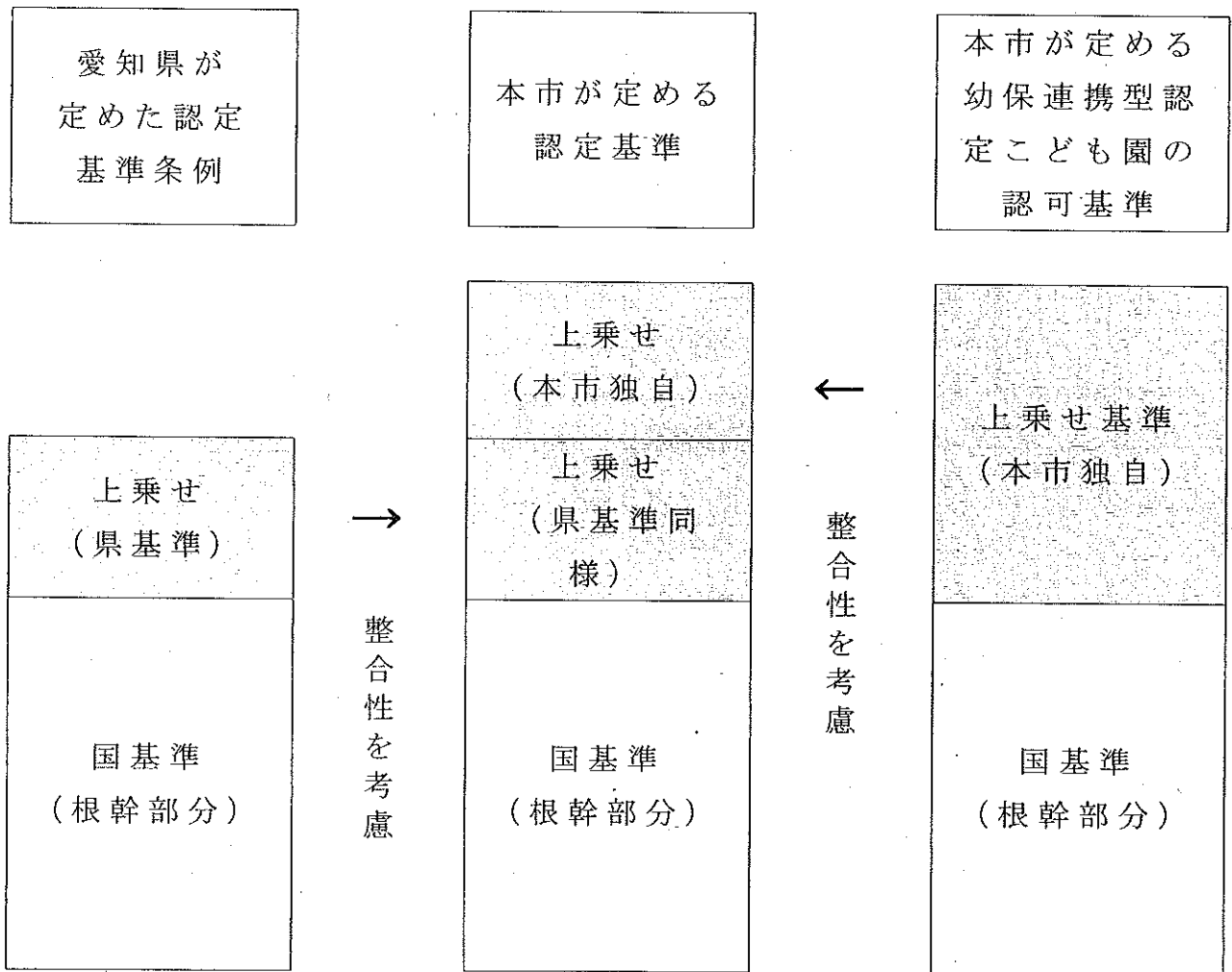
○幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の学校かつ児童福祉施設であるもの。

4 条例の制定の考え方

(1) 基本的な考え方

認定基準については、認定こども園法に基づき主務大臣が定める基準（以下「国基準」という。）を参酌して定めるものとされている。そのため、国基準を基本とし、愛知県が制定した認定基準及び本市が条例で定めた幼保連携型認定こども園の認可基準との整合性を考慮し、必要な規定を設けることとする。

<本市が定める認定基準の概念図>



(2) 国基準に変更を検討する事項

ア 愛知県が定めた認定基準と同様の変更を検討する事項

区分	検討事項	変更内容（案）	理由
職員資格	配置職員の資格要件 （国基準第三）	満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいを併有する者に変更する。（経過措置あり注1）	教育及び保育を提供する職員の資質の向上を図るため。
施設設備	建物及び附属設備の一体的設置 （国基準第四）	幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及び附属設備の一体的設置に関する努力義務規定を義務規定に変更する。	教育面及び安全面から同一敷地内又は隣接する敷地内とする。
	既存施設の面積基準に関する移行特例 （国基準第四）	特例の対象となる既存施設は、県が制定した条例の定められた日（注2）に存する施設とする。	県が定めた認定基準の継続性を持たせるため。
	乳児室の面積 （国基準第四）	乳児室の面積基準を上乗せして規定する。（1.65㎡から3.3㎡に拡大）	本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定されている内容に合わせるもの。
管理運営等	必要な経済的基礎等 （新設）	認定こども園を運営するために必要な経済的基礎等を有することを追加する。	運営の継続性を担保するもの。

注1 認定の申請をする際に、現に幼稚園又は保育所等で子どもの教育又は保育に従事する職員については、いずれかの資格で可とすること。

注2 平成18年12月26日

イ 本市が定めた幼保連携型認定こども園の認可基準を踏まえ、変更を検討する事項

区分	検討事項	変更内容（案）	理由
趣旨	なごや子ども条例の理念の追加 （国基準第一）	なごや子ども条例の理念にのっとり運営することを追加する。	なごや子ども条例に基づき、子どもの健やかな育ちを認定こども園において保障するため。
管理運営等	暴力団の排除 （新設）	運営にあたって、暴力団を利することとならないようにすることを追加する。	暴力団排除のための認定こども園の責務を明確にするもの。
	非常災害対策 （新設）	少なくとも毎月1回は訓練等を行うことを追加する。	本市が東海地震、東南海・南海地震の想定区域であることを踏まえ、大規模災害に備えた規定を定めるもの。
		大規模な災害を想定し、飲料水及び食料を備蓄することを追加する。（必要な量の備蓄（努力義務規定））	
帳簿の保存 （新設）	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加する。	帳簿の保存について明確にするもの。	

5 これまでの取り組み

(1) 審議会への説明・意見聴取

平成 29 年 8 月	なごや子ども・子育て支援協議会 教育・保育部 会
平成 29 年 9 月	名古屋市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

(2) 関係団体への説明・意見聴取

平成 29 年 6 月	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
平成 29 年 7 月	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会

(3) 保育所、幼稚園利用者への説明・意見聴取

平成 29 年 8 月	保育所利用代表者
平成 29 年 8 月	幼稚園利用代表者

6 今後のスケジュール

平成 29 年 11 月定例会において条例案を上程予定。

